

いきいきやしお 写真館

児童を見守る地域の力



市内の小学校では、多くの市民の方々が防犯ボランティアとして、児童の交通事故や不審者などの事故防止のために、学校の登校・下校時に児童を見守っています。危険な場所に立たれたり、児童と一緒に通学路を歩かれたり、また、下校時間に合わせ学校に迎えに来て、送ってくださる方もいます。防犯ボランティアの方々は、児童が元気にあいさつしてくれる姿や話しかけてくれることがうれしいと積極的に活動されています。たくさんのボランティアの方々に守られながら新年度が始まり、児童たちは安心して学校へ通っています。

専称寺の聖観音菩薩立像が新たな市指定文化財に

八潮市教育委員会は、5月10日、専称寺木造聖観音菩薩立像を市指定有形文化財（彫刻）に指定しました。

なお、解体修理の過程で、像内から熊本藩3代藩主細川綱利公の正室本源院（徳川家康孫）の供養のために納められた毛髪なども確認されました。

この観音像は、昨年行なわれた解体修理の結果、平安末期頃に制作された藤原様式の優れた仏像であることが確認され、また、この地域で三百年近く信仰を集めてきた仏像であることから、今回の指定となったものです。

多くの謎を秘めた観音像ですが、資料館では、この観音像を6月10日から30日まで展示公開します。また、期間内に講演会・解説会なども予定しています。 問 資料館 997・6666



心をひとつに みんなで復興を支援します

東日本大震災

東北地方太平洋沖地震 緊急対策担当 ☎ 351

支援物資の提供について

市では、東日本大震災の発生に伴い、3月18日から25日まで、支援物資の受け付けを行いました。多くの市民の皆さんのご協力により、未使用品の衣類や紙おむつなど18,562点もの支援物資が集まりました。ご協力をいただき大変ありがとうございました。集まった支援物資は、埼玉県を通じて被災地に搬送するとともに、4月21日には埼玉県トラック協会草加支部のご協力を得て、東日本大震災後方支援活動本部である岩手県遠野市に搬送しました。



岩手県遠野市宮守体育館へ支援物資を搬送

義援金について

東日本大震災義援金や被災者等支援事業寄付金にご協力いただきありがとうございます。市には、市民の皆さんの温かいご支援により13,792,768円の義援金、1,906,348円の寄付金が寄せられています(4月19日現在)。義援金は、日本赤十字社を通じて被災地に送らせていただくとともに、寄付金については、被災者の方々の支援事業などに活用させていただきます。

避難者の仮住宅への一時受け入れ(随時募集)

市では、東北地方太平洋沖地震などによる被災者の方のうち、すでに本市に避難されている方々を対象として、市内の仮住宅への一時受け入れを実施しています。これは、(社)埼玉県宅地建物取引業協会埼玉東支部にご協力をいただき、市が借り上げる民間賃貸住宅20戸を、3カ月間を限度として避難者に無償で提供するものです。なお入居者の決定については、申込順となりますのでご了承ください。

地震ハザードマップを配布

本市に被害を発生させる地震のメカニズムは、主に相模湾から日本列島の下に潜り込んでいるフィリピン海プレート境界で発生するものと、阪神・淡路大震災のような断層のずれにより発生するものがあります。過去に、市に大きな被害を与えた地震は、1955年の安政江戸地震と1923年の関東大震災です。市内での震度は5から6程度であったとされており、これらの地震は、プレート境界で発生したものと考えられています。そこで、地震の被害から皆さんの大切な生命や財産を守るために、今後発生が想定される地震のなかで、最も八潮市への影響が大きいと予想されている地震をもとに、「揺れやすさ」「液状化危険度」「建物倒壊危険度」、また、避難場所の情報を示した地震ハザードマップを作成しました。お住まいの地域の状況をご確認いただき、家具の転倒防止や建物の耐震化など、日頃の備えにご活用ください。なお、このマップは、順次町会・自治会を通じて皆さんに配布します。 問 交通防災課 ☎ 305



水道水の安全確認について

東日本大震災による原発事故により、市の水道水が放射能物質による汚染がないか心配されている声が多く寄せられています。市の水道水は、埼玉県の水道水(現在は庄和浄水場の水)に市の地下水(井戸水)を約1割混ぜて、皆さんのご家庭にお届けしています。なお、県から送られた水道水と地下水を同時に溜めておく配水池は、雨の影響を受けやすい屋内型となっており、現時点の放射性物質の検査結果では、県のいずれの浄水場の水も市の井戸水も国の検

取制限の指標を下回っていますので、健康への心配はありません。最新の情報は、市・県ホームページなどでご確認をお願いします。水の汲み置きをお願いします。飲料用の水として指標を下回っているときに、水道水の汲み置きをお願いします。汲み置きした水道水は、冷暗所などに保管し、3日間に一度汲み替えをお願いします。 ※浄水器を通した水は、塩素による消毒効果がありませんので、汲み置きには適しません。

問 施設課 ☎ 379